

<意見>

提出者名	(社)日本建設機械化協会
題目	ハイブリッド建設機械等購入に対する優遇税制の創設 (エネルギー需給構造改革推進設備等)
【意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税 (税目:法人税 ) ②地方税 (税目:固定資産税 )
iii)関係法律条項	租税特別措置法第42条の5第1項及び同条第2項、地方税法附則第15条
iv)意見の詳細	<p>建設工事で用いる建設機械から排出される温暖化ガス排出抑制のため、建設機械の低燃費化、ハイブリッド化などの技術開発が行われ、建設機械メーカーから販売されている。しかしながら、これらのハイブリッド建設機械は、従来の同種のものに比べて、割高であるため普及が進んでいない。</p> <p>そのため、建設工事の分野で、ハイブリッド建設機械等の導入を促進し、地球温暖化対策を推進するため、国土交通省による低炭素型建設機械の認定制度に基づき認定されたハイブリッド建設機械等を購入した場合の特別償却、税額控除及び固定資産税の減免等の優遇措置が必要である。</p> <p>注)ハイブリッド建設機械等とは、旋回電気モーター、発電機モーター、キャパシター(蓄電器)と、ディーゼルエンジンを併用すること等により、通常型と比較して約25%以上の燃費低減が可能な建設機械。</p>
v)措置を必要とする期間	ハイブリッド建設機械が普及するまでの間。
vi)理由(必要性・妥当性)	建設工事に伴う温暖化ガス排出抑制のために必要。
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	建設工事に伴う温暖化ガス排出抑制による地球温暖化対策の推進。
viii)その他参考となる事項	低炭素型建設機械は日本政策金融公庫による貸付対象となっている。

<意見>

提出者名	(社)日本建設機械化協会
題目	オフロード法2011年基準適合車購入に対する優遇税制の創設 (特定設備等の特別償却)
【意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税 (税目:法人税 ) ②地方税 (税目:固定資産税 )
iii)関係法律条項	租税特別措置法第43条、地方税法附則第15条
iv)意見の詳細	<p>大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、公道を走行しないオフロード特殊自動車からの排出ガスを規制するため平成19年からいわゆるオフロード法による建設機械の排出ガス規制が行われた。</p> <p>また、平成22年3月18日には関係省令等が改正され、ディーゼル特定特殊自動車の排出ガス規制が強化されている。</p> <p>この規制は、早いもので平成23年10月から適用されることから、当該規制適合車の普及促進を図るため、基準適合車を購入した場合の特別償却、固定資産税の減免等の優遇措置を要望する。</p>
v)措置を必要とする期間	当面の間。
vi)理由(必要性・妥当性)	オフロード法適合車の普及促進
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する。
viii)その他参考となる事項	